

平成17年厚岸町議会第3回定例会会議録		
招 集 期 日	平成17年9月28日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成17年10月3日 午前10時00分
	閉 会	平成17年10月3日 午後 7時59分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	佐々木 敬 治	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	特別養護老人ホーム施設長	藤田稔
助役	大沼隆		
収入役	黒田庄司	デイサービスセンター施設長	藤田稔(兼務)
総務課長	田辺正保		
税財政課長	佐藤悟	監査委員	今村實
まちづくり推進課長	福田美樹夫	監査事務局長	松澤武夫
		教育長	富澤泰
町民課長	久保一将	教委管理課長	米内山法敏
保健介護課長	豊原隆弘	教委指導室長	酒井裕之
福祉課長	松見弘文	教委生涯学習課長	柿崎修一
環境政策課長	小島信夫		
産業振興課長	大崎広也	教委体育振興課長	松浦正之
建設課長補佐	倉知敏春		
病院事務長	斉藤健一	農委事務局長	藤田稔
水道課長	高根行晴		

1. 会議録署名議員

13番	菊池賛		
14番	田宮勤司		

1. 会期

9月28日から10月3日までの6日間(休会10月1日、2日の2日間)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

厚岸町議会第3回定例会議事日程

(17.10.3)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第61号	厚岸町漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について
第3	議案第62号	厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第4	議案第66号	財産の取得について
第5	議案第63号	平成17年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第64号	平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第65号	平成17年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
第6	認定第1号	平成16年度厚岸町水道事業会計決算の認定について
第7	認定第2号	平成16年度厚岸町病院事業会計決算の認定について
第8	意見書案第7号	北海道の消費生活相談体制の充実を求める要望意見書
第9		産業建設常任委員会所管事務調査報告書
第10		各委員会閉会中の継続調査申出書
第11		議員の派遣について

厚岸町議会 第3回定例会

平成17年10月3日
午前10時00分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成17年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。
- 議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番菊池議員、14番田宮議員を指名いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第2、議案第61号 厚岸町漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
産業振興課長。
- 産業振興課長（大崎課長） おはようございます。
ただいま上程いただきました議案第61号 厚岸町漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。
この制度は、漁業者等の漁業施設の整備拡充を図り、漁業経営の近代化に資することを目的として、漁業近代化資金助成法が昭和44年に公布され、漁協等の金融機関が漁業者等に長期かつ低利の資金を融資できるように、国及び地方公共団体が利子補給を行う制度であります。
国と道の利子補給に加えまして、厚岸町も昭和45年度から町単独で上乘せした利子補給を行い、漁業経営の安定化を図ってまいりました。
このたび、国及び地方公共団体を通じた財政改革の一環として、国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、地方公共団体、ここでは北海道であります、北海道が行う利子補給に係る政府の助成制度を廃止することを目的とした漁業近代化資金助成法の一部が改正となり、平成17年4月1日施行され、漁業近代化資金助成法が漁業近代化資金融通法に題名が改称されたことから、厚岸町漁業近代化資金利子補給条例にこの法律名を引用してございますので、本条例の一部を改正しようとする内容であります。
改正内容であります、議案第61号説明資料の新旧対照表をお配りしてございますので、これを参照いただきながらご説明を申し上げたいと思います。
条例第1条中「漁業近代化資金助成法」を「漁業近代化資金融通法」に改める内容であります。
次に、第2条第3号中「漁業近代化資金助成法施行令」を「漁業近代化資金融通法施

行令」に改めるものでございます。

なお、法令の題名以外につきまして、従来どおり運用するものでありまして、漁業者等への影響はございません。

以上が改正の内容であります。

次に、議案の31ページをごらんいただきたいと思っております。

附則でありますけれども、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でありますけれども、議案第61号の提案理由とさせていただきますと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（稲井議員） これより質疑を行います。

（なし）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第3、議案第62号 厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

- 病院事務長（斉藤事務長） ただいま上程いただきました議案第62号 厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明させていただきます。

現在の条例では、第2条、経営の基本として、病院運営の基本となる方針や診療科、さらには病床の種類、病床数を規定しております。町立厚岸病院の基本事項を定めているものであります。

しかしながら、当院で定めている麻酔科とリウマチ科については、現在医師が不在でございます。加えまして、医師が専門医の認定や資格申請をしなければならない診療科ともなっております。医師の確保が現在実現しない場合は、速やかな診療科の削除と、固定医が不在であっても、臨時として定期的な診療となっている脳神経外科については、新設をして診療科目等の整理をすべきとの釧路保健所等の指導等があり、今回条例の一部を改正を行おうとするものであります。

なお、小児科につきましては、月に1回の出張医体制の診療の実施、整形外科につきましては、医師招聘を行う中で、診療休止の扱いとしてそのまま診療科目として規定をしております。

今後におきましては、医師の確保と医師が有する資格によって生じる診療科については、適時指導機関との協議を行い、適切に条例改正の処理を取らせていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議案書の32ページをお開き願いますが、お手元の議案第62号説明資料、厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明をさせていただきます。

ごらんいただきたいと思います。向かって左側から現行、改正案、改正要旨となっております。改正の内容であります。新旧対照表第2条第2項第7号「麻酔科」を「脳神経外科」に改め、第8号「リウマチ科」を削除して、改正案にあります「内科、外科、小児科、整形外科、放射線科、リハビリテーション科、脳神経外科」の7科に改める内容であります。

議案書の32ページにお戻り願います。附則であります。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第4の議案第66号の上程前に、説明資料について一部訂正の申し出がありますので、これを許します。

管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） お時間をとらせて申しわけございません。

議案第66号の説明資料につきまして、一部間違いがございましたので訂正させていただきます。

最初のスチームコンベクションオープンなんですけれども、資料の中では「オーブ

ン」というふうに「プ」になってございますので、この「プ」を「ブ」に訂正させていただきますというふうに思います。すみませんでした。

- 議長（稲井議員） 日程第4、議案第66号 財産の取得についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
教育長。

- 教育長（富澤教育長） おはようございます。

ただいま上程いただきました議案第66号 財産の取得について、その提案理由を申し上げます。

厚岸町学校給食センターは、昭和47年に建設され、調理機器等の施設備品の老朽化が進んでいる状況であります。さらに、食の事情についても建設当時とは大きく変化している現在、新たな調理用の給食機器の整備が必要なことから、本年度、特定防衛施設周辺整備調整交付金により、給食機器の整備を図るものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1として、財産の種類は物品であります。2として、名称及び数量は学校給食機器一式であります。3として、契約の方法は地方自治法施行令第167条による5社による指名競争入札であります。4として、取得価格は金1,323万円であります。5として、契約相手方は札幌市豊平区美園二条6丁目3番14号、日本調理機株式会社北海道支店です。裏面をごらんください。また、けさ方配付いたしました説明資料にカタログの写し等をつけておりますのでご参照ください。

まず、品名、スチームコンベクションオーブン1台。方式はガス式であります。寸法、容量、附属につきましては記載のとおりでございます。

次に、食缶洗浄機1台。方式は槽加熱蒸気式であります。寸法、能力については記載のとおりでございます。

次に、消毒保管庫4台。方式は蒸気式。寸法につきましては、2台が1,870ミリの幅のものでございます。もう2台が幅3,740ミリのものがございます。

冷蔵庫1台。方式、組み立て式。寸法、記載のとおりでございます。

2として、納入期限であります。平成17年10月31日であります。

以上、説明申し上げましたが、本来であれば議会開催当初より上程しなければならない議案であり、事務上の不手際により提案がおくれましたこと、深くおわび申し上げます。

以上、審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより質疑を行います。

(なし)

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第5に入る前に字句の訂正の申し出がありますので、これを許したいと思います。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 大変貴重な時間を費やしまして大変申しわけございません。

議案第64号 平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算の内容の字句の訂正でございます。

議案書6ページをお開き願います。事項別明細書の表の欄外左上に、「歳出」と2字を追加願いたいと思います。

今後係る事例のないよう注意してかかりたいと思いますので、ひとつよろしく願います。

●議長（稲井議員） よろしいでしょうか。

日程第5、議案第63号 平成17年度厚岸町一般会計補正予算、議案第64号 平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第65号 平成17年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第63号 平成17年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成17年度厚岸町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,358万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億6,125万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。歳入では9つの款、13の項にわたり総額5億1,358万6,000円の補正であります。

次ページになりますが、歳出では11の款、25の項にわたってそれぞれ5億1,358万6,000円の補正であります。

事項別により説明させていただきます。

恐れ入りますが9ページをお開き願いたいと思います。

歳入であります。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金923万8,000円の増。各保育所入所児童数の増及び広域入所にかかわる増でございます。

3目農林水産業費負担金、1節農業費負担金1,968万2,000円。道営草地整備改良事業負担金、全道事業調整にかかわるもので1,968万2,000円の増でございます。これは、事業費追加配分によるものでございまして、受益者負担金の増にかかわるものでございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金135万円の増でございます。身体障害者更生医療給付金等対象者増による105万円、及び知的障害者支援費負担金対象者増による30万円の増でございます。

2項国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、4節防衛施設周辺整備事業補助金20万円の減でございます。これにつきましては、町営牧場トラック購入に当たりまして、入札執行による減でございます。

6目土木費国庫補助金、6節防衛施設周辺整備事業補助金20万円の増でございます。これにつきましては、別寒辺牛道路879万7,000円の増、松葉町通り歩道事業859万7,000円の減で、増減プラスマイナス20万円の増でございます。

8目教育費国庫補助金、4節幼稚園費補助金18万8,000円の増。幼稚園就園奨励費補助金であります。

11目災害復旧費国庫補助金、3節文教施設災害復旧費補助金13万5,000円の減。これは厚岸中学校災害復旧費事業補助金でございまして、事業完了に伴う減であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金67万5,000円の増。身体障害者更生医療給付費負担金、知的障害者支援費負担金対象者増によるものでございます。

2項道補助金、2目民生費道補助金78万1,000円の増であります。

1節社会福祉費補助金、子供発達支援事業費補助金、専門支援事業補助金19万9,000円の増。2節児童福祉費補助金58万2,000円。産休代替職員設置補助金、これは真竜保育所にかかわるものでございます、の58万2,000円の増であります。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金、釧路空港ビル配当金2万6,000円の増であります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入678万8,000円の増。これは、町有地でありました宮園町203番地9、それから釧路バス所有地でありました港町159番2の交換差金522万1,000円、それから、農協用地でございました糸魚沢63番、65番、町有地でありました太田五の通21番8の交換差金156万7,000円、計678万8,000円の増でございます。

18款1項寄附金、6目商工費寄附金、1節商工費寄附金、観光振興寄附金としまして町民からの寄附金6万円の増でございます。9目教育費寄附金、2節小学校費寄附金、学校管理費寄附金、これは尾幌出身者の方からの300万円の寄附の増でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし補助金繰入金、1節まちおこし基金繰

入金29万9,000円の増でございます。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金1,544万3,000円の増でございます。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、7目病院事業会計貸付金収入、1節病院事業会計貸付金収入4億5,000万円の増でございます。病院事業会計貸付金収入といたしまして、病院事業の短期貸付に伴う年度内回収によるものであります。内容につきましては、歳出で同額が出ているところでありますので、歳出の方で説明させていただきたいと思っております。

6項雑入399万1,000円の増。

恐れ入りますが次ページをお開き願いたいと思っております。

3目雑入、3節雑入399万1,000円の増。主に、過年度社会福祉措置費等負担金。これは老人保護措置国庫負担金精算追加分による99万6,000円の増及び厚岸漁港船舶給水機等移設補償費、これは真竜岸壁に設置されている船舶給水機の移設補償費266万5,000円の増であります。

続きまして、22款1項町債、4目農林水産業債、3節水産業債220万円の増。地域水産物供給基盤整備事業債220万円の増であります。これは起債の種類としましては一般公共事業債でございます。220万円の増であります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

次ページをお開き願います。

歳出であります。

1款1項1目議会費124万4,000円の減。これは主に会議録調製委託料としまして、発注業務執行に伴う減でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費136万6,000円の増。庁内印刷としまして修繕料、これは庁内印刷機リソグラフの修繕17万1,000円の増。それから庁舎町民広場としまして修繕料、これは主にボイラーの修繕。それから電気・電話配線の修繕112万1,000円の増。それから、行政業務委託料としまして、アスベスト測定分析等委託料でございます。これは別棟の車庫にかかわる分でございます。

5目交通安全防犯費5,000円の減。これは工事請負費としまして、交通安全工事費区画線等の工事執行に伴う減でございます。

10目企画費28万1,000円の増。これにつきましては、まちおこし補助金でございますが、次ページをお開き願いたいと思っております。まちおこし補助金28万1,000円の増であります。対象団体としまして、厚岸町女性団体連絡協議会に対するまちおこし補助金の増でございます。

11目財産管理費7万6,000円の増。主にアスベスト使用施設調査委託料110万5,000円の増であります。これは対象施設の抽出調査の経費でございます。

12目車両管理費38万8,000円の増。主に公用車等修繕費44万3,000円の増でございます。

3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費5万5,000円の増。湖南地区出張所、上尾幌駐在所、公用車にかかわる自動車損害保険料の増でございます。

4項選挙費、恐れ入りますが、次ページをお開き願いたいと思っております。3目町長選挙費65万6,000円の減。6月19日執行の町長選挙において、投票がなかったことに伴う減額であります。詳細につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

だきます。

4目町議会議員選挙費377万5,000円の増。6月19日執行されました厚岸町議会議員補欠選挙執行にかかわる経費であります。

次ページをお開きください。

7目農業委員会委員選挙費91万9,000円の減。7月10日執行の農業委員会委員選挙において、投票がなかったことに伴う減でございます。詳細につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費214万4,000円の増。これにつきましては、社会福祉協議会18万2,000円。これは、内容といたしましては野外炊飯器に対する補助金でございます。社会福祉センター運営費、これはアスベスト調査費、それから、禁煙コーナー改修に伴う分でございます。95万5,000円の増でございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

赤十字奉仕団68万8,000円の増でございますが、これにつきましても野外炊飯器に係る補助金でございます。社会福祉施設費修繕料、旧奔渡保育所にかかわる自動火災報知器の修理7万3,000円の増でございます。保健福祉費一般の修繕料。これは庁用備品の修理。これはパソコンの修理17万1,000円の増。それから保健福祉総合センター修繕料。公用車修繕16万9,000円の増でございます。

次に、2目心身障害者福祉費343万9,000円の増。これにつきましては、身体障害者支援等返還金51万5,000円の増でございますが、国・道補助金確定による精算返還金であります。

続きまして、身体障害者更生医療給付金として210万円の増でございますが、対象者が7人増になったことによるものでございます。それから、知的障害者入所者医療費60万円の増でございますが、これにつきましても対象者増によるものでございます。母子通園センター、発達支援センター専門支援負担金、これは14万4,000円の減。地域療育推進体制整備、次ページをお開き願いたいと思います。子供発達支援事業委託料、これは32万2,000円の増でございます。同じく心身障害児等施設通園交通助成、これは心身障害児等施設通園交通費4万6,000円の増でございます。

4目老人福祉費128万円の増。主に老人保護措置費、入所者1名増によるものでございます。

それから、介護保険特別会計につきましては、繰出金、介護保険特別会計繰出金61万5,000円の増でございますが、後ほど介護保険特別会計の説明でもいたしますが、介護保険法改正に伴う電算システム修繕経費でありまして、市町村負担分にかかわる繰り出しであります。

7目社会福祉施設費19万2,000円の増。主に若松地区集会所、住の江地区集会所の資材購入でございます。生活改善センターアスベスト測定分析等委託料14万7,000円の増でございます。

2項児童福祉費、2目児童福祉施設費1,533万9,000円の増、恐れ入ります、次ページをお開き願いたいと思います。児童福祉一般広域入所委託料1名分。これは標茶町に対する広域入所委託料でございます81万7,000円の増。真竜保育所臨時職員賃金、産休代替2名分の増、762万4,000円の増。宮園保育所臨時職員賃金。児童1名増によります臨

時保育士増によるものでございます。230万円の増でございます。委託料といたしまして、施設修繕調査委託料。これは宮園保育所の天井裏の修繕を事前に調査するものでございまして、この調査の結果によって、今後どのような修繕をするかという事前調査の内容でございます。厚岸保育所臨時職員賃金。2歳児1名及び人事異動等による増260万1,000円でございます。

5目児童館運営費138万8,000円の増。友遊児童館臨時職員賃金、休暇代替による増21万6,000円。子夢希児童館賃金、障害児担当指導員増による117万2,000円でございます。次ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費30万円の増でございます。これにつきましては、主に健康づくり一般としまして、健康づくり推進地域支援事業の実施に伴う増でございます。17万1,000円の増でございます。老人保健事業費負担金返還金でございます。これは補助金確定による増、11万1,000円の増でございます。それから、エキノコックス対策としまして、エキノコックス症検査委託料。これは受診者の増による1万5,000円の増でございます。

3目墓地火葬場費14万7,000円の増。これは斎場にかかわるアスベスト測定分析等委託料14万7,000円の増でございます。

5目病院費4億5,000万円の増でございます。これは、病院事業会計貸付金としまして、病院事業会計への運転資金としての短期貸付金として年度内貸し付けを行うもので、最長で6カ月以内を予定しております。これにつきましては、病院事業会計への一般会計からの貸し付けといたしまして、無利子として貸し付けを行うことを予定しております。

2項環境政策費、4目ごみ処理費7万4,000円の増。恐れ入ります、次ページをお開き願います。ごみ処理場管理費、アスベスト測定分析等委託料7万4,000円の増でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費1,926万8,000円の増。これにつきましては、町営牧場の作業車、防衛庁国費での事業でございますが、購入入札執行等による減でございます。それから、道営大別地区草地整備改良事業の負担金でございますが、歳入でも説明したとおり、事業調整による追加分による1,968万3,000円の増でございます。

6目牧野管理費、これは主に尿だめ槽くみ取り清掃委託料70万8,000円、それから消耗品につきましては、秋追肥を減額しプラス・マイナス・ゼロとするものでございます。

2項林業費、5目特用林産振興費61万4,000円の増でございます。主に生産シイタケ出荷運搬量の増でございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

3項水産業費、3目漁港管理費254万6,000円の増。漁港施設修繕料、港町漁港休憩施設ボイラー修理42万5,000円の増でございます。それから、行政委託料としまして、厚岸漁業船舶給水機等移設委託料としまして212万1,000円の増でございます。

4目漁港建設費239万2,000円の増。これにつきましては、地域水産物供給基盤整備事業、これは床潭漁港事業費増によるものであります。

5目養殖事業費282万6,000円。これは、さきに町長より行政報告がありましたが、主にカキ稚貝の秋種苗生産にかかわる経費の増でございます。詳細につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

カキ種苗生産、次ページをお開き願います。養殖事業費でございますけれども、主にこれは送水ポンプ等の修繕にかかわる資材購入でありまして、直営による修繕料131万8,000円の増でございます。

6目水産施設費7万4,000円の増。これはアスベスト測定分析等委託料7万4,000円の増でございます。

6款1項商工費、1目商工総務費4万8,000円の増。これにつきましては、商工施設としまして、暮らしの交流広場トイレ修理にかかわる増でございます。

3目食文化振興費24万1,000円の増。これにつきましては、味覚ターミナル・コンキリエのアスベスト測定分析委託料11万1,000円の増が主なものでございます。

4目観光振興費6万円の増。これにつきましては、先ほど歳入で給付金の説明を申し上げましたが、この給付金に基づきまして、桜の木の名称看板作成分であります。6万円の増でございます。

6款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費2万2,000円の増、恐れ入ります、次ページをお開き願います。自動車損害保険料2万2,000円の増でございます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費106万円の増。主に、直営事業実施に伴う修繕料及び資材購入であります。106万6,000円の増でございます。

2目道路新設改良費926万円の増。これらにつきましては、各事業、防衛庁調整交付金交付決定に伴う増減によるものでありまして、それぞれの事業について増減を調整させていただいたものでございますので、説明を省略させていただきます。

4項都市計画費、2目街路事業費617万5,000円の減。これにつきましては、防衛庁交付金事業であります松葉通り歩道整備事業工事発注入札執行減による減でございます。

6項住宅費、2目住宅管理費213万8,000円の増、次ページをお開き願いたいと思います。町営住宅アスベスト測定分析等委託料44万1,000円の増。それから、町営住宅宮園団地ガス供給設備改修事業としまして、これは、宮園団地のプロパンガスの供給設備が経年劣化破損に伴いまして、直ちに改修する必要があるところから、今回170万円の増額をするものでございます。

8款1項消防費、2目災害対策費21万9,000円の増。これにつきましては、災害避難場所、床潭地区の避難場所でございますが、備蓄庫移転にかかわる重機借り上げ等による16万6,000円の増及び太陽電池等の移設にかかわる工事費5万3,000円の増でございます。

9款教育費、1項教育総務費、4目教員住宅費3万6,000円の減。これは教員住宅アスベスト分析等委託料にかかわる内容及び公共下水道負担金7万3,000円の減であります。

2項小学校費、2目学校管理費295万7,000円の増。これにつきましては、テレビ等家電リサイクル料金で、テレビ等の廃棄に伴う家電リサイクル料であります。11万2,000円の増でございます。

次ページをお開き願います。

それから、主に施設管理費の校舎清掃委託料、これは発注業務完了に伴う26万8,000円の減でございます。それから、学校備品教材等整備でございます。これは歳入でも説明申し上げましたが、寄附金300万円による施設用備品購入の増でございます。

3目教育振興費19万3,000円の増。小学校教育振興費としまして、消耗品費、教科書購入分19万3,000円の増でございます。

3項中学校費、2目学校管理費37万3,000円の増。主に手数料としまして、テレビ等の家電リサイクル料でございます。それから、原材料といたしましてグラウンド整備にかかわる資材購入でございます。

次ページをお開きください。

学校情報通信教育としまして、主に通信運搬費インターネット通信料17万1,000円の増、それから太田中学校トイレ簡易水洗整備事業としまして、これは防衛庁調整交付金によります事務費の増でございます。

4項1目幼稚園費94万3,000円の増。これにつきましては、私立幼稚園就園奨励費の増であります。

5項社会教育費、5目公民館運営費14万7,000円の増、公民館管理アスベスト測定分析等委託料14万7,000円の増でございます。

6目情報館運営費9万7,000円の増。厚岸情報館修繕料、これは車庫の窓ガラスの修理が3万7,000円の増でございます。それから、図書館バス運行、恐れ入ります、次ページをお開き願いたいと思います。図書館バスのバッテリーの修繕5万円の増でございます。

6項保健体育費、2目社会体育費57万2,000円の増。体育施設としまして宮園パークゴルフ場芝修繕にかかわる経費でありまして、総体で57万2,000円の増となっております。

3目温水プール運営費3万5,000円の増。温水プール修繕料、これは受電設備でありますキューピクルの劣化に伴う修理でございます、3万5,000円の増となっております。

4目学校給食費148万8,000円の増。学校給食センター、主に臨時職員賃金としまして、非常勤職員退職に伴います臨時職員の増72万8,000円でございます。それから、修繕料、プロパン。これはプロパンの気化器が破損したことに伴う修繕料42万9,000円の増でございます。それから、学校給食センター整備事業費としまして、これは防衛庁調整交付金事業によります備品購入としまして、工事費が必要になってくることに伴います工事請負費120万円の増でございます。

恐れ入ります、次ページをお開き願います。

同じく学校給食費の備品購入費、施設用備品購入でございます。これは、入札執行に伴う130万9,000円の減でございます。

10款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費19万6,000円の減。これにつきましては、厚岸中学校の災害工事費、工事完了に伴う減であります。

12款1項1目給与費、これは財源内訳補正でございます。

以上で、歳入歳出の説明を終わらせていただきます。

1ページへお戻り願います。

第2条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

5ページをお開き願います。

第2表、地方債補正、変更であります。起債の目的、一般公共事業220万円の増でございます。この220万円の増に伴いまして、補正後としまして1億9,680万円とするものでありまして、起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。

6ページをお開き願いたいと思います。

地方債に関する調書補正であります。一番下の欄をごらんいただきたいと思います。

合計欄でございます。16年度末現在高120億4,954万円。今回220万円増額し、年度内発行額7億8,510万円となりまして、17年度末現在高見込み額は115億8,021万9,000円となるものでございます。

以上をもちまして、議案第63号の説明とさせていただきます。

次に、議案第64号の説明に移らせていただきます。

議案第64号 平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（3回目）でございます。

議案書の1ページでございます。

平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（3回目）。

平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,661万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では、10款諸収入、2項雑入145万5,000円の増額補正であります。

歳出では、2款保険給付費、1項療養諸費、財源内訳の補正でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付金145万5,000円の増額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

恐れ入ります、4ページをお開き願います。

歳入であります。

10款諸収入、2項雑入、1目一般被保険者第三者納付金、1節賠償金145万5,000円の増額補正でございます。第三者行為賠償金であります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

恐れ入ります、6ページをお開き願います。

歳出でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、これは財源内訳の補正であります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目一般被保険者保険税還付金、23節償還金利子及び割引料、一般被保険税還付金130万円の増であります。

3目償還金、23節償還金利子及び割引料精算返還金15万5,000円の増であります。これにつきましては、退職被保険者保険税還付金であります。

以上をもちまして、議案第64号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第65号の説明に移らせていただきます。

議案第65号 平成17年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（1回目）でございます。

議案書1ページでございます。

平成17年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（1回目）。

平成17年度厚岸町介護保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,721万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,496万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

恐れ入ります、次ページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では、2款国庫支出金、6款繰入金、7款繰越金、歳出では、1款総務費、4款介護給付費準備基金費、6款諸支出金、補正総額で1,721万3,000円の増額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

恐れ入ります、4ページをお開き願います。

歳入であります。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、5目1節介護保険事業費補助金52万円の増。介護保険法改正によるシステムの修正委託にかかわる補助金であります。

6款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金61万5,000円の増。システム修正委託にかかわる市町村負担分の繰り入れであります。

2項基金繰入金、1目1節介護給付費準備基金繰入金1,000円の減であります。

7款1項1目繰越金、1節前年度繰越金1,607万9,000円の増。平成16年度決算における収支差し引き分にかかわる繰越金であります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

恐れ入ります、6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料、簡易保険システム修正委託料113万5,000円の増でございます。介護保険法改正によるシステム修正にかかわる委託料でございます。

4款1項1目介護給付費準備基金費、25節積立金、介護給付費準備基金積立金1,308万2,000円の増であります。介護給付費財政安定化基金貸付金償還等、保険給付の費用に充てる同準備基金に積み立てるものであります。

6款諸支出金、1項償還金及び還付金、2目償還金、23節償還金利子及び割引料、平成16年度介護給付費及び支払基金交付金精算返還金であります。

以上をもちまして、議案第63号から65号までの説明とさせていただきます。

大変雑駁な説明ではありますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） 本3件の審査についてお諮りいたします。

本3件の審査につきましては、議長を除く17名の委員をもって構成する平成17年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

(な し)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本3件の審査につきましては、議長を除く17名の委員をもって構成する平成17年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午前10時53分休憩

午後4時54分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（稲井議員） 本日の会議時間は、本日の議事日程が全部議了するまで、あらかじめ時間延長を行います。

- 議長（稲井議員） 委員会再開のため、本会議を休憩します。

午後4時55分休憩

午後5時33分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（稲井議員） 日程第5、議案第63号 平成17年度厚岸町一般会計補正予算、議案第64号 平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第65号 平成17年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、以上3件を再び一括議題といたします。

本3件の審査については、平成17年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

12番、谷口委員長。

- 谷口委員長 平成17年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第63号 平成17年度厚岸町一般会計補正予算など3件の審査につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決定しましたので、ここに報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（稲井議員） 初めに、議案第63号 平成17年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成17年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（稲井議員） 企業会計決算審査特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。

午後 5 時36分休憩

午後 7 時33分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

●議長（稲井議員） 日程第 6、認定第 1 号 平成16年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、日程第 7、認定第 2 号 平成16年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上 2 件を再び一括議題といたします。

本2件の審査につきましては、企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

4番、小澤委員長。

- 小澤委員長 本委員会に付託されました認定第1号 平成16年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第2号 平成16年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上2件の審査については、本日委員会を開催し、理事者から詳細な説明を受け、質疑を行い、慎重に審査いたしました。その結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（稲井議員） 初めに、認定第1号 平成16年度厚岸町水道事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成16年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

- 議長（稲井議員） 日程第8、意見書案第7号 北海道の消費生活相談体制の充実を求める要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議会事務局長（小倉局長） 職員の朗読（朗読内容省略）

- 議長（稲井議員） ここで、提出者であります田宮議員に提案理由の説明を求めます。

14番。

- 田宮議員 議会最終日、しかも時間が7時半を回りました。大変皆さんお疲れのところお時間を割いていただきまして、意見書をご提案申し上げるわけでございます。大変お疲れのところ申しわけございません。よろしくお願いを申し上げます。

音喜多、竹田両議員のご賛同を得まして、意見書案第7号 北海道の消費生活相談体制の充実を求める要望意見書をご提案申し上げたわけでございます。

内容につきましては、局長から今読み上げられました。これに尽きるわけでありますが、若干お話を申し上げて、さらにご理解を深めていただきたいというふうに思います。

北海道は、このほど消費生活の相談体制につきまして、石狩支庁以外の13支庁に設置されております相談所を廃止して、札幌にある道立消費生活センターに一元化する、そういう方針を示してきたところであります。

架空請求詐欺やリフォーム詐欺など、悪質商法のトラブルがふえております。支庁相談所への相談件数は、2000年で1,545件から04年の8,221件と5倍以上に急増しているわけでございます。

道の設置する消費生活審議会は7月に答申を出しておりますが、その中でも支庁相談所の健全強化、機能強化、広大な道内の地域事情などに十分配慮するように、こういうことが審議会から言われておるわけでございますが、それに逆行するような形で、今回道は支庁相談所の廃止を打ち出してまいりました。

どうしても、この意見書の内容にありますように、道民の生活にとっては大変大事な存在であります。この支庁相談所を廃止することなく、市町村任せにしないで、特に悪質商法のトラブルが急増している、こういう中で支庁相談所を存続するように、この意見書を道に提案したいというふうに考えておりますので、皆様方のご賛同をぜひいただきたい。お願いを申し上げまして、ご説明といたします。

- 議長（稲井議員） これより質疑を行います。

13番。

- 菊池議員 ただいまご説明をいただきました要望意見書でございますが、消費生活相談体制の件について、ただいまお聞きをいたしました。

2点ほどお尋ねいたしますが、本町では、厚岸町役場町民課でもこの件につきまして行っておりますが、その見解ではございます。小規模な町村では、専門的な知識を持ち、相談に即座に対応できる相談員を配置するのは困難な状況にありますと、ここに書いていますけれども、我が町には優秀な職員がたくさんいると思うのですが、その辺の見解。

それと、北海道センターでも連絡体制はとれるのではないかと思うのですが、通信機器、インターネット、コンピューター、情報の時代であります。その辺の情報の機器のそろっている状態の中での見解、この件についてお伺いいたします。

- 議長（稲井議員） 14番。

- 田宮議員 今、菊池議員からご質問がございました。十分な説明になるかどうかわかりませんが、1つは、町としても消費生活の相談体制というのは一応ありますが、北海道全体的に見ますと、必ずしも十分なところばかりではないわけでありまして、道として全体を見通して、この消費生活相談体制の充実を図ってほしいという意見書であります。

本町の中身についてお聞きをしましたが、必ずしもたくさんな相談件数ではないようでありまして。そういうことで、今後、消費生活相談がさらにふえていくということになりますと、今の体制では大変な面も出てくるのではないかなというふうに考えるわけがあります。

道内全体的な問題と町の問題とにあわせて、北海道の消費生活相談体制の充実を求める意見書をご提案をいたしたわけでありまして。

(「見解をお聞きしましたのでよろしいです」の声あり)

- 議長（稲井議員） いいですか。
他にありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し……。

(「討論あり」の声あり)

- 議長（稲井議員） 討論がありますので、最初に反対討論を許します。
3番。

- 南谷議員 本意見書案に対しまして、私は反対の立場で討論をさせていただきます。
私も本意見書案の内容については、何回も読ませていただいて、よく理解ができました。ここ数年のご相談件数、ただいま菊池議員の方から提案者の方に質問されて聞いた、私もこの意見書案が出てきて、窓口の方に厚岸町の実態を聞きに行っていました。
厚岸町の実態、平成16年度は相談件数が厚岸町に来たのが55件だそうでありまして、そのうち苦情が33件。平成17年度、期中でございますけれども、相談件数が5件だそうでございます。苦情はなかったそうです。ちなみに、釧路市の平成16年の実態が非常に多くて6,761件、そのうち苦情が6,046件、大部分が苦情でございました。平成17年、釧路市は、期中でございますが1,295件、そのうち苦情が1,072件、釧路町はどうなのかといいますと、平成16年は44件、平成17年に至っては13件、そのうち苦情が10件。苦情は、それもやっぱり相談の一つだと私は判断をいたします。

私は、厚岸町の窓口、大変優秀な職員の担当がおられる。基本的に私が反対に至った

理由でございますが、厚岸町の窓口の実態、それから釧路支庁の窓口、直接、相談者は釧路支庁の窓口を利用される方もおられるようで、平成16年676件、そのうち苦情が624件だったそうでございまして、平成17年は147件の問い合わせがあって、そのうち136件が苦情だったそうでございます。実態からして、釧路支庁の窓口があることで、町民の皆さんや釧路市の皆さんが非常に、窓口が2つあるということで、一つは理解していただけののかな、便利に利用できるのかな。

それから、厚岸町の担当も釧路支庁に聞くことで、非常に親近感があるということで、利便性があると思います、私も。

しかしながら、今回の対応は、確かに町民の皆さんに若干の不便を願うわけでございますけれども、全く町民の皆さんの苦情や相談が受け入れられないということで、少なくとも町や市に窓口はあるわけで、その連絡口としては道の方に1つ専門家が置かれる。それに対する評価というんですか、そういう要望であればわかるんですけれども、本来、今回の行政改革の一環としてこの事業が一元化される、そのことで町民の皆さんに若干の不便をかける。私は、町民の一人でもあるんですけれども、北海道民の一人でもあるわけでございます。北海道が今、町も同じでございまして、行政の改革を推進しなければならないときにあることは明らかであります。私は、町議会議員として、厚岸町の改革も同様だと思います。

町民の皆さんに多少の不便や利便性、その他のもの、いろいろとご理解をいただいて、やっぱり協働のまちづくりをしていかなければならない。確かに、町の職員の皆さんには直接札幌にかけなければなりません。ですけれども、札幌の方がプロかもしれないですよ。釧路の担当よりは、法律に明るいかもしれない。

この時代ですから、やはりトータルで物を判断していかなければならないのではないかと。確かに町民の皆さんに不便さはかけるだろう。でも、そのことも含めて、私は町議会議員として、そういうことも町民の皆さんに一つ一つ理解をいただいて、道民でもあるわけですから、このことに理解を示していく努力をしたいものだと思っております。

議員の皆さん、それぞれいろいろなお考えがあろうかと存じます。いま一度、広い視点に立って、再度再考をしていただきたいと思います。ぜひ私の意に賛同していただけるようお願いを申し上げます、反対の討論といたします。

●議長（稲井議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番。

●谷口議員 私は、意見書案第7号に賛成の立場で発言をさせていただきます。

先ほど提案理由で、消費生活の相談件数が昨今大変激増しているというお話がございました。

それから、数々のトラブル、これの発生件数も多くなってきているというお話であります。これらのトラブルやあるいは悪質な商法詐欺行為、こういうものの多くの被害者が、どういう立場にある人たちがその被害に遭っているのかということ、やっぱりきちんと考えていかなければならないのではないかと思います。

昨今、盛んにドキュメンタリー的なテレビの取り扱い方もされておりますけれども、その

被害の多くが年金生活者やあるいは一定の貯蓄を持ったお年寄りの方々が、それらの被害に多く遭われているわけであります。

今、説明されておりますように、これらの人たちが本当に困ったときにどの窓口を利用していくのか。この選択はやはり窓口は、あるいはそういう体制は広く門戸を開けていなければならないのではないかなというふうに考えます。

今、行政改革が進められているのではないのかというお話がございました。あるいは一定の情報化時代になってきている。そういう中で、それらを十分に活用すれば、十分できていくのではないかなというようにお話もございました。

しかしながら、こういうものを十分活用するに当たっても、そういう知識がない人たちがどう活用していくのかということが大きな問題になってくるのではないのでしょうか。そういうときに、やはりこれらの窓口は町村でもきっちりやっていたいかなければならないけれども、北海道は北海道民のそういう消費生活をきちんと守っていくそういう立場を、道政の問題としてしっかり位置づけていただかなければ困るのではないのかなというふうに私は考えます。

やはり道民一人一人が、町民一人一人が安心して暮らせる北海道厚岸町でなければならぬと考えております。

そういう立場で、私は本意見書に賛成するものであります。

●議長（稲井議員） 他に討論……。

（発言する者あり）

●議長（稲井議員） 反対と賛成と交互にいきますので、反対の方の討論ありますか。

（発言する者なし）

●議長（稲井議員） そうすると、反対と賛成が出ましたので、ここで討論を終結したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） 以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（稲井議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（稲井議員） 日程第9、産業建設常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

産業建設常任委員会が閉会中に実施した町内における所管事務調査に対する調査の報告書が、今般、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本件報告書のとおり了承することに決定いたしました。

- 議長（稲井議員） 日程第10、各委員会閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における継続調査の申出書がお手元に配付のとおりであります。委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本件は申出書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（稲井議員） 日程第11、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

厚岸町議会規則第119条の規定により、議員の派遣については、お手元に配付の内容により議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定いたしました。

- 議長（稲井議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

よって、平成17年厚岸町議会第3回定例会を閉会いたします。

午後7時59分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成17年10月3日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員